

令和6年度 決算事業別概要書

1	項目名	環境クリーンセンター工場棟昇降機更新事業
年度	令和6年度	
担当課		環境衛生課
事業の概要		【問合せ先】 環境管理係 0857-26-0532 【事業の概要】 環境クリーンセンターには昇降機が2基（見学棟[1階－3階]、工場棟[地階－5階]）設置されており、平成9年度の供用開始から25年以上が経過している。 工場棟の昇降機は日々の不燃物処理業務に欠かせない設備であるが、劣化が激しく、油圧シリンダからオイル漏れが確認され、その都度対応を行っていた。 補修部品の調達も困難となっていたことから、供用開始後初めて全面更新を行った。 【事業の成果】 昇降機1基（工場棟）の更新 [決算] 46,420千円 【今後の課題・方向性】 今後も引き続き、施設を適正に管理するとともに長寿命化に努める。
評価結果		施設の適正な管理運転体制を確保することができた。
会計名	一般会計	
款	衛生費	
項	不燃物処理費	
目	環境クリーンセンター管理費	
	(単位：千円)	
当初予算額	46,520	
補正予算額	0	
最終予算額	46,520	
本年度決算額	46,420	
区分	金額	
国庫支出金	0	
県支出金	0	
地方債	34,800	
その他	0	
市町普通負担金	11,620	
計	46,420	
財源内訳		
その他財源の内訳		
	0	
	0	
(参考)		
前年度決算額	0	

2	項 目 名	リンピアいなば運営管理業務	
年 度	令和6年度	担当課	環境衛生課
会計名 一般会計		事業の概要 【問合せ先】施設管理係 0857-26-0596 【事業の概要】 可燃物処理施設「リンピアいなば」の適切な運営管理に努め、可燃ごみの適正処理や有害物質の発生抑制、ごみの焼却による熱を利用した発電、見学者の受入れを実施した。 【事業の成果】 令和5年度 (債) 可燃物処理施設運営管理業務 (R5～R24) [決算] 683,643千円 令和6年度 (債) 可燃物処理施設運営管理業務 (R5～R24) [決算] 724,330千円 【今後の課題・方向性】 今後も引き続き安全、安心な施設として稼働できるよう適切な運営管理を行う。	
(単位：千円) 当初予算額 724,330 補正予算額 0 最終予算額 724,330			
本年度決算額		724,330	
財 源 内 訳	区 分	金 額	
	国庫支出金	0	
	県支出金	0	
	地方債	0	
	その他	445,430	
	市町普通負担金	278,900	
計		724,330	
その他財源の内訳			
可燃物処理手数料		265,030	
余剰電力売電収入		180,197	
磁性物売払収入		203	
(参考)			
前年度決算額		683,643	
評価結果		施設を安全かつ円滑に稼働することができた。	

3	項目名	可燃物処理施設南法面整備事業	
年度	令和6年度	担当課	環境衛生課
会計名	一般会計	事業の概要	
款	衛生費	【問合せ先】施設管理係 0857-26-0596 【事業の概要】 令和2年4月に地すべりが発生した可燃物処理施設南法面は、令和3年度の仮補修（法面下部への押さえ盛土）により小 康状態となった。 恒久対策として、令和4年度に地すべり調査（ボーリング調査、地すべり解析、対策工法選定）を実施し、令和5年度に 対策工法（横ボーリング工）の実施設計を行った。令和6年度は、実施設計に基づく横ボーリング工を実施した。	
項	可燃物処理費		
目	ごみ処理施設管理費		
		（単位：千円）	
当初予算額	55,112	【事業の成果】 令和3年度 仮補修（法面下部への押さえ盛土） 7,975千円 地すべり調査（現地測量、ボーリング調査計画作成） 2,496千円 令和4年度 地すべり調査（ボーリング調査、地すべり解析、対策工法選定） 19,998千円 令和5年度 地すべり調査（地すべり解析、対策工設計） 13,343千円 令和6年度 地すべり調査（動態観測調査） 7,205千円 南法面整備工事（横ボーリング工） 11,640千円 ※翌年度繰越額 南法面整備工事（横ボーリング工） 27,075千円 鳥取市下水道部負担金（監督員） 1,275千円	
補正予算額	△ 7,510		
最終予算額	47,602		
本年度決算額	18,845	【今後の課題・方向性】 南法面整備工事（ボーリング工）の効果を確認し、安全確保に向けて必要な事業に取り組む。	
区分	金額		
国庫支出金	0		
県支出金	0		
地方債	8,700	その他 市町普通負担金 10,145 計 18,845	
財源内訳	0		
市町普通負担金	10,145		
計	18,845		
その他財源の内訳	0	評価結果 来場者の安全確保に資することができた。	
	0		
	0		
(参考)			
前年度決算額	13,343		

4		項 目 名		消防庁舎新築・改修事業	
年 度		令和6年度		担当課 消防総務課	
会計名		事業の概要			
一般会計		【問合せ先】 管理係 0857-23-2434			
款	消防費	【事業の概要】 昭和56年以前の旧耐震基準で建築されている消防庁舎は、耐震性を表すIs値が基準以下であり、耐用年数に到達し老朽化が進行していること等の問題が生じていることから、消防庁舎整備基本方針に基づき新築事業を進めており、令和6年度時点で事業対象9施設のうち、5施設の事業を完了している。また、事業対象でない庁舎についても、建物・設備の老朽化が進んでいることから、計画的に修繕を実施している。			
項	消防費	【事業の成果】 ■八頭消防署若桜出張所新築事業 令和4年度 基本・実施設計 [決算] 29,480千円 令和6年度 新築工事（1年目）、工事監理業務、地盤変動調査 [決算] 119,731千円			
目	消防施設費	■気高消防署新築事業 令和6年度 基本・実施設計、地質調査業務 [決算] 63,932千円 ■鳥取消防署非常用発電設備他改修事業 令和6年度 改修工事実施設計 [決算] 5,566千円 ■消防局・鳥取消防署外壁改修事業 令和6年度 外壁ドローン調査 [決算] 611千円			
		【今後の課題・方向性】 引き続き、消防庁舎整備基本方針に基づき、適正に新築整備、庁舎改修を行う。			
		評価結果 計画通りに庁舎整備事業が実施され、地域の防災拠点として継続的に管内地域の安全・安心の確保を果たすよう整備を図ることができた。			

4		項 目 名	
年 度		令和6年度	
会計名		一般会計	
款	消防費	258,654	
項	消防費	△ 10,053	
目	消防施設費	248,601	
		(単位：千円)	
当初予算額		258,654	
補正予算額		△ 10,053	
最終予算額		248,601	
本年度決算額		189,840	
区 分	金 額		
国庫支出金	0		
県支出金	0		
地方債	154,500		
その他	34,729		
市町普通負担金	611		
計	189,840		
その他財源の内訳			
市町特別負担金	34,729		
	0		
(参考)			
前年度決算額	78,726		

5	項 目 名	はしご付消防ポンプ自動車・水槽付消防ポンプ自動車・高規格救急自動車整備事業	
年 度	令和6年度	担当課	消防総務課
会計名	事業の概要		
一般会計	【問合せ先】 管理係 0857-23-2434		
款	【事業の概要】 長期間使用により老朽化した車両・資機材を年次計画に基づき更新するもの。		
項	【事業の成果】		
目	(単位：千円)		
当初予算額	200,079		
補正予算額	△ 3,013		
最終予算額	197,066		
繰越明許費予算額	74,841		
本年度決算額	263,615		
区 分	金 額		
国庫支出金	0		
県支出金	0		
地方債	262,500		
その他	0		
市町普通負担金	1,115		
計	263,615		
その他財源の内訳			
	0		
	0		
(参考)			
前年度決算額	34,815		
評価結果	計画通りに年度内に車両資器材等更新配備し、複雑多様化する各種災害に適切に対処するための資機材等を搭載するなど、効果的な更新整備が図ることができた。		

6	項目名	高機能消防指令センター整備事業	
年度	令和6年度	担当課	情報指令課
会計名	一般会計	事業の概要	
款	消防費	【問合せ先】 システム管理係 0857-29-6895	
項	消防費	【事業の概要】 現在運用している消防緊急通信指令システムは、平成26年に運用を開始し、機能のほぼすべてがコンピューターにより構成され作動している。システムの耐用年数は、コンピューター関連の補修部品の供給可能期間に制約されており、保守の限界は最長で約12年と考えられる。本消防局の指令システムは、運用開始からすでに9年が経過しており、当該事業が完了する令和7年度末には12年を迎えることから、老朽化に伴う更新時期を迎える。	
目	消防施設費	また、NTT固定電話回線の規格変更（IP化）への対応を令和9年1月までに、緊急車両と指令センターをつなぐ無線回線（FOMA 3G）の停波への対応を令和7年度末までに行う必要があるため、これらに対応する計画的な更新を実施するもの。	
(単位：千円)		【事業の成果】 令和6年度 高機能消防指令センター更新・支援業務・移行業務（1年目） 【決算】 0千円（完成払いとして契約）	
当初予算額	518,150	【今後の課題・方向性】 現行設備の運用を安定的に行いながら、整備事業を着実に実施する。	
補正予算額	△ 518,150	令和7年度 高機能消防指令センター更新・支援業務（2年目） 【決算見込】 1,292,544千円	
最終予算額	0		
本年度決算額	0		
区分	金額		
財源内訳			
国庫支出金	0		
県支出金	0		
地方債	0		
その他	0		
市町普通負担金	0		
計	0		
その他財源の内訳			
市町特別負担金	0		
	0		
(参考)			
前年度決算額	12,100	評価結果 令和7年度の高機能消防指令センター更新業務に向け、計画通りに更新・支援業務を推進することができた。	

鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（案）要綱

1 改正する目的

緊急消防援助隊として、大規模災害の被災地において、災害対策基本法に基づく避難指示エリア等の危険な区域を含む過酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事した消防職員の特殊勤務手当を新設するためである。

2 改正する内容

(1) 緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等の業務に従事した消防職員に対し、1 日につき 1, 0 8 0 円の特殊勤務手当を支給すること。（第 5 条第 2 項関係）

(2) 業務の全部又は一部が次のいずれかに該当するときは、当該手当に次に定める額を加算して支給すること。（第 5 条第 3 項関係）

ア 日没時から日出時までの間に業務に従事した場合 1 0 0 分の 5 0 に相当する額

イ 災害対策基本法などの法令に基づき、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内で業務に従事した場合 1 0 0 分の 1 0 0 に相当する額

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例（平成16年鳥取県東部広域行政管理組合条例第2号）新旧対照表

改正後	改正前
○鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例 平成16年3月1日 条例第2号 第1条～第4条（略） （消防職員の特殊勤務手当） 第5条 消防職員の特殊勤務手当は、消防局又は消防署に勤務する消防職員が消防業務に従事したときに支給する。 2 前項の手当の額は、次に定める額とする。 (1) 災害防除業務又は潜水業務に従事した消防職員 従事1回につき700円 (2) 救急救命士の資格を有する消防職員が救急業務に従事した場合 従事1回につき700円 (3) 救急業務又は救助業務に従事した消防職員 従事1回につき300円 (4) 公用車の運転（緊急出勤に限る。）に従事した消防職員 ア 梯子車、化学車等大型免許を必要とする車両を運転した場合 従事1回につき200円 イ ア以外の車両を運転した場合 従事1回につき100円 (5) 防疫等業務に従事した消防職員 従事した1勤務につき1,000円 (6) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる業務に従事した消防職員 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める金額 ア 深夜における勤務時間が2時間以上 従事した1勤務につき730円 イ 深夜における勤務時間が2時間未満 従事した1勤務につき200円	○鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例 平成16年3月1日 条例第2号 第1条～第4条（略） （消防職員の特殊勤務手当） 第5条 消防職員の特殊勤務手当は、消防局又は消防署に勤務する消防職員が消防業務に従事したときに支給する。 2 前項の手当の額は、次に定める額とする。 (1) 災害防除業務又は潜水業務に従事した消防職員 従事1回につき700円 (2) 救急救命士の資格を有する消防職員が救急業務に従事した場合 従事1回につき700円 (3) 救急業務又は救助業務に従事した消防職員 従事1回につき300円 (4) 公用車の運転（緊急出勤に限る。）に従事した消防職員 ア 梯子車、化学車等大型免許を必要とする車両を運転した場合 従事1回につき200円 イ ア以外の車両を運転した場合 従事1回につき100円 (5) 防疫等業務に従事した消防職員 従事した1勤務につき1,000円 (6) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる業務に従事した消防職員 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める金額 ア 深夜における勤務時間が2時間以上 従事した1勤務につき730円 イ 深夜における勤務時間が2時間未満 従事した1勤務につき200円

(7) 特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたものであって規則で定めるものをいう。）から住民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務であって規則で定めるものに従事した消防職員従事した1勤務につき1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えるものとして規則で定める業務に従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で定める額 <u>(8) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村（同法第28条において準用する場合を含む。）に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等の業務に従事した消防職員 1日につき1,080円</u> <u>3 前項第8号に掲げる手当を支給する場合において、業務の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する場合は、第2号に定める額）を前項第8号に規定する額に加算して支給する。</u> <u>(1) 日没時から日出時までの間に業務に従事した場合 100分の50に相当する額</u> <u>(2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（業務の実施後において、当該措置がなされた区域を含む。）内で業務に従事した場合 100分の100に相当する額</u> 第6条～第7条 （略）	(7) 特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたものであって規則で定めるものをいう。）から住民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務であって規則で定めるものに従事した消防職員従事した1勤務につき1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えるものとして規則で定める業務に従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で定める額 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第6条～第7条 （略）
---	--

緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する特殊勤務手当の新設について

1 背景と経過

近年、災害の激甚化・頻発化を背景に、災害時には緊急消防援助隊等の積極的な対応が求められている状況にあり、令和6年能登半島地震においても多くの消防本部から現地に派遣され、劣悪な環境の下、災害対応等に当たった。

一方で、消防庁が実施した「緊急消防援助隊の派遣に係る手当の支給状況調査（令和6年4月1日時点）」では、緊急消防援助隊として出動した消防本部によって支給状況が様々であることが判明した。

この結果を受け、消防庁は『緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について（通知）（令和6年8月1日付け消防消第247号、消防広第188号）』を発出し、国家公務員及び警察職員との待遇面における均衡を図るため、手当の支給について適切に対応するよう通知した。

2 国家公務員の特殊勤務手当（災害応急作業等手当）の概要

国家公務員においては、人事院規則9-30（特殊勤務手当）第19条により、災害救助法が適用されるなどの重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う、災害警備、遭難救助等に対して、1,080円/日（※）を支給することとしている。

※加算あり

- ・夜間（日没から日出時まで）：50/100
- ・災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等に基づき設定された、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内で従事した場合の加算：100/100

3 新設する制度の概要

緊急消防援助隊は、大規模災害の被災地において災害対策基本法に基づく避難指示エリア等の危険区域を含む過酷な環境の下、救助活動等の危険業務に従事するものであることから、その勤務の特殊性を考慮し、類似の活動に従事する国家公務員の例を参考に、緊急消防援助隊として出動した職員に対する特殊勤務手当を新設する。

○消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等の業務に従事した者 1日につき1,080円

○加算措置

- ・日没時から日出時までの間に業務に従事した場合 50/100に相当する額(540円)
- ・災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法その他の法令に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内で業務に従事した場合
100/100に相当する額（1,080円）

4 鳥取県内の消防局の動向

鳥取県内の他の消防局においても条例改正を行い、同様の特殊勤務手当を新設している。

- ・中部ふるさと広域連合 令和6年12月27日施行
- ・西部広域行政管理組合 令和7年 9月 1日施行

消防救急無線デジタル化事業をめぐる談合に係る対応について

1 消防救急無線デジタル化事業をめぐる経過

- ① 平成24年4月6日、消防救急デジタル無線設備及び高機能消防指令センター整備工事に係る請負契約を富士通株式会社と締結した。
 - ・契約額は 2,037,000 千円（内デジタル無線部分 1,336,874 千円）
 - ・富士通株式会社は、株式会社富士通ゼネラルから機器等を購入し、本組合に納品した。
- ② 平成29年2月2日、公正取引委員会は、全国の消防が発注した消防救急デジタル無線機器に関する談合を認定し、次の措置を行った。
 - ・排除措置命令：5社（~~株~~富士通ゼネラル、日本電気~~株~~、沖電気工業~~株~~、日本無線~~株~~、~~株~~日立国際電気）
 - ・課徴金納付命令：4社（~~株~~富士通ゼネラル、日本電気~~株~~、沖電気工業~~株~~、日本無線~~株~~）

※本組合の契約は、株式会社富士通ゼネラルに対する課徴金の算定対象に含まれる。
- ③ 株式会社富士通ゼネラルは命令を不服とし取消訴訟を提起したが、令和6年3月21日に最高裁判所が上告を棄却した。

2 本組合の対応

株式会社富士通ゼネラルによる取消訴訟が最高裁により棄却されたことを踏まえ、同社に対する独占禁止法違反に基づく損害賠償請求に向けた対応を進めている。なお、同社は令和7年8月22日に株式会社パロマ・リームホールディングスの買収を受け完全子会社化されており、今後の経営方針の見直し等が損害賠償請求に影響する可能性もあることから、早期の対応が必要な状況にある。

- ・R7.7.31 顧問弁護士と委任契約（着手金1,430千円を含む）を締結
- ・R7.8.21 株式会社富士通ゼネラルに対し、損害賠償請求への応諾を求め、応諾が得られない場合には訴訟に移行する意向である旨の文書を内容証明郵便により通知

3 損害賠償請求額について

損害賠償請求額については、顧問弁護士との協議の結果、損害額の具体的な立証が困難であることから、独占禁止法第84条に基づく求意見や、民事訴訟法第248条の規定に基づく裁判所の損害額の認定により算出する。また、併せて遅延損害金の支払い及び訴訟費用の負担を求める。

4 今後のスケジュール

令和7年10月定例会	補正予算（弁護士委託費（着手金））を計上 訴えの提起に係る議案を提案
令和7年11月以降	訴訟提起

消防庁舎整備事業の進捗状況について

1 進捗の概要

消防庁舎整備基本方針による対象施設：9施設
うち整備完了5施設（事業進捗：55.6%）

2 進行中の事業

（1）八頭消防署若桜出張所

・令和7年2月から着工している建設工事は、1階部分の配筋・型枠施工中。

【進捗率：31.2%（当初計画：42.3%、令和7年8月末時点）】

（進捗遅延の理由）

柱状改良工事を行うにあたり、試掘により事前配合試験を行ったところ、所定の強度が確保できないことが分かり、追加調査が必要となる。

調査の結果、改良不良となる層が見つかり、該当する層を撤去してから柱状改良を行う必要があり、調査等に伴う工事中止期間と土質置換を含め約40日の遅れが発生したため。

・工期延長（令和8年4月末）となる見込みである。

〔受注者〕

- 新築工事（建築）：こおげ建設・大照建工JV
- 新築工事（電気）：株式会社ミナミコーポレーション
- 新築工事（機械）：株式会社サカエ
- 工事監理業務：有限会社塚田隆建築研究所

履行期間：R7.2.7～R8.2.27

履行期間：R7.2.19～R8.2.27

【新庁舎建築現場】



【整備スケジュール(予定)】

R7.10 現在

事業名		令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
若桜出張所	新築工事																					
	解体工事																					
	地盤変動影響調査																					

(2) 気高消防署

- ・令和6年度から事業着手し、庁舎の設計業務が完了している。
- ・新築工事は、本年10月議会後に着工し、令和8年度末の運用開始を目指す。

〔受注者〕

○基本・実施設計業務：株式会社白兔設計事務所

○外構設計業務：アサヒコンサルタント株式会社

○新築工事（建築・電気・機械）

○工事監理業務

履行期間：R 7. 8. 21～R 8. 1. 23

履行期間：R 7.10下旬～R 9.1末

履行期間：R 7.10下旬～R 9.2中旬

※新築工事、工事監理業務とも10月中に契約を締結するよう事業を進めている。

【気高消防署完成イメージ】



【庁舎整備スケジュール(予定)】

R7.10 現在

事業名		令和6年度												令和7年度												令和8年度												令和9年度												令和10年度												備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																									
気高消防署	基本設計・ 実施設計	設計業務												設計書精査																																																
	新築工事													庁舎建設												完成												運用開始																								
	解体工事																																					旧庁舎解体																								

3 今後の方向性

現行の消防庁舎整備基本方針の対象施設のうち、整備未着手の国府分遣所、吉方出張所については、今後整備が必要となる庁舎とともに、今年度立ち上げた消防庁舎整備計画検討会において庁舎整備方針の検討を始めたところである。

【現行の庁舎整備計画】

署所名	構造	竣工年月	耐用年数	経過年	Is値	優先度	整備目標年度
鳥取消防署国府分遣所	鉄骨造平屋建	S54.9	38年	44年	0.10	B	R6～8年度
鳥取消防署吉方出張所	鉄骨造平屋建	S52.3	38年	47年	0.53	B	R7～9年度
気高消防署青谷出張所	鉄骨造平屋建	H2.3	38年	34年	—	C	R8年度以降検討
湖山消防署	鉄筋コンクリート造 2 階建	S53.3	50年	46年	0.96	C	R8年度以降検討
消防局・鳥取消防署	鉄筋コンクリート造 4 階建	H1.3	50年	35年	—	C	R8年度以降検討

消防庁舎整備計画検討会の進捗状況について

1 検討会の開催状況

- R7.7.25（金）第1回検討会（WG※ワーキンググループ 同日開催）
 - ・消防庁舎整備検討会の概要
 - ・消防庁舎整備基本方針
 - ・消防行政の現状と課題
- R7.8.28（木）第2回検討会（WG8/25開催）
 - ・庁舎視察（消防局・鳥取消防署、東町出張所、吉方出張所、国府分遣所、湖山消防署）
- R7.10.8（水）第3回検討会（WG9/30開催）
 - ・現行の基本方針における事業未着手庁舎の整備等

2 今後の予定

- (1) 消防庁舎整備の方向性に関する検討
 - 今後の庁舎整備の方向性に関する総合的検討
 - 消防局・鳥取消防署、湖山消防署、青谷出張所、訓練施設の現状と課題
 - ・整備についての方向性の検討
 - 事業実施に伴う財源
 - ・活用財源等の現状、概算事業費の比較検討
 - 庁舎整備スケジュール
 - ・整備内容に基づく優先順位、整備スケジュール等についての検討
- (2) 消防庁舎整備計画（案）の策定
 - 消防庁舎整備計画の基本方針のまとめ
 - 消防局・鳥取消防署、湖山消防署、青谷出張所の整備計画（案）

消防庁舎整備計画検討会のスケジュール(予定)

	R7									R8	
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
消防庁舎整備検討会	第1回検討会	→ 第2回検討会	→	第3回検討会	→ 第4回検討会	→	第5回検討会	→ 第6回検討会	→ 第7回検討会（まとめ）		
消防庁舎整備WG	第1回WG	→ 第2回WG	→ 第3回WG	→	第4回WG	→ 第5回WG	→ 第6回WG	→	第7回WG		
広域議会				正副管理者会議 10月広域議会			正副管理者会議 2月広域議会				正副管理者会議 5月広域議会